

# 【健康保険の扶養の範囲】

いつも弊社ニュースレターをご覧いただき、ありがとうございます。  
社会保険労務士の秋山直文です。

さて、今回は、健康保険の「扶養」についてご案内いたします。  
一言で、「扶養」と言っても、所得税法上の「扶養」なのか、健康保険法上の「扶養」なのかで厳密にはその定義が異なります。

また、健康保険の「扶養」に認定されれば、被扶養者の保険料の負担がなくなり、3割負担で治療が受けられます。



## ◆健康保険の被扶養者とは

(以下は全国健康保険協会管掌健康保険「協会けんぽ」の場合です。)

- (1) 被保険者(健康保険に入っている人のことです。)の直系尊属
- (2) 被保険者の配偶者(内縁関係も含みます。)
- (3) 子・孫・弟・妹

(1)から(3)の方は、被保険者と同じ家に住んで家計を共にしていなくても、**生計が維持されていれば、扶養として認定の対象となります。** ⇒ **同一世帯(同居)であることが不要**

上記以外の三親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母と子については、**生計維持関係があり、同じ家に住んでいることが必要**です。 ⇒ **同一の世帯(同居)であることが必要**

では、生計維持関係とは、どのような基準によるのでしょうか。

## ● 扶養の対象となる人(認定対象者)が被保険者と同居している場合

「**認定対象者の年間収入が130万円未満**(認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)」であって、かつ、「**被保険者の年間収入の2分の1未満**」である場合は被扶養者となります。

なお、上記に該当しない場合でも、「認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)」であって、かつ、「被保険者の年間収入を上回らない場合」には、その世帯の生計の状況から総合的に判断して、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者となります。

## ● 認定対象者が、被保険者と別居している場合

「**認定対象者の年間収入が130万円未満**(認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)」であって、かつ、「**被保険者からの援助による収入額より少ない場合**」には、被扶養者となります。

さらに、ややこしいのですが、所得税法上の所得は1月～12月の年単位で判断するのに対し、健康保険の年収は、**将来の見込み**により判定します。

例えば、奥様が、9月まで正社員として務めていた会社を退職、その後、パートなどで働いた場合、その年の所得税の基準はクリアできなくても、今後収入の目処が年収ベースで130万円未満となる場合、10月から、健康保険の被扶養者として手続きすることができます。

ただし、**雇用保険の失業給付を受けている期間は、健康保険の被扶養者となれません**のでご注意ください。  
くわしくは、弊社担当までお問い合わせください。

(社会保険労務士 / 秋山 直文)